

○特例施設占有者の指定の取消し

(第30条第1項)

処分基準

令和元年12月14日作成

法令名	遺失物法施行規則
根拠条項	第30条第1項
処分の概要	特例施設占有者の指定の取消し
原権者（委任先）	岡山県公安委員会
法令の定め	遺失物法第17条（特例施設占有者に係る提出の免除） 遺失物法施行令第5条第5号（特例施設占有者の要件） 特例施設占有者の指定等に関する規則第4条第1項（指定の取消し）
処分基準	遺失物法施行令（以下「令」という。）第5条第5号イ若しくはハに該当しなくなった場合又は同号ロ(1)から(4)までのいずれかに該当することとなった場合において、次のように、帰責事由がなく、又は悪性が極めて軽微であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等をしようとしているとき等を除き、特例施設占有者の指定を取り消すこととする。 ・法人の責めに帰することのできない事由により法人の役員が令第5条第5号ロ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているとき。
問い合わせ先	警務部会計課監査室
決裁区分等	岡山県公安委員会